

本文中の「スポンサークラブ（または地区）」は、ユースを外国に派遣するクラブまたは地区を、「ホストクラブ（または地区）」とはユースを受け入れるクラブまたは地区を指している。

1、Y E 事業とは

Youth Exchange (Y E) 青少年交換事業は、ライオンズクラブ国際協会において採択された多くの奉仕事業の一つであり、諸外国の生活を体験することによって相互理解の精神を養い世界平和に貢献することができる青少年の育成を目的とする事業です。

1、起源

Y E 事業は、1962 年国際理事会において正式に承認、実施が決定された。以来、この事業は次第に発展し、今日のような世界的隆盛を見るに至った。この理事会の決定は 1961 年 302W-1 地区（現 335 複合地区、335-A、335-B、335-C、335-D）と MD4（米国カリフォルニア州およびネバダ州）との間で夏期青少年交換が実施され、大きな成果を得たことに端を発している。

国際ユースキャンプ（Lions Clubs International Camp）は、1963 年スウェーデンの LC で始められたのがその起源となっている。1974 年国際理事会で正式承認され、その後世界各地で興隆し、現在に至っている。

2、目的

「世界の人々の間に相互理解の精神をつちかい発展させる」というライオニズムの第一目的を推進するための一つの手段である。このプログラムは次のことを目的としている。

1. 他国の人と接する機会を青少年に与える。
2. 異なる文化的背景を持つ家庭や地域社会の生活を経験させる。
3. ライオニズムを通じて、国際理解と親善を促進する。

3、種類

Y E 事業では、現在、次の 3 種類の交換が実施されている。

1. 一般交換

単一クラブのスポンサーによる交換生がグループで相手国を訪問し、目的地到着後はそれぞれのホストクラブの指定する家庭に一定期間滞在する形式。現在の Y E 事業はこの形式を中心として行なわれる。運営は、複合地区 Y E 委員会並びに地区 Y E 委員会の相互協力・調整のもとに進められ、その計画と指導によって実施される。

2. 直接交換

姉妹提携または姉妹都市等の関係で、外国のクラブ等と直接交渉して独自に派遣・受け入れを行なう Y E システム。実施にあたっては、クラブ会長は地区 Y E 委員長に計画書を提出し実施指導を受けること。

外国地区との地区間の直接交換を行なう場合は、地区Y E委員長より複合地区Y E委員長に報告し、その国（地区）を担当する地区の委員長に必要な措置を講じてもらう。

3. 国際ユースキャンプ

「国際ユースキャンプ・プログラム」によって実施され、各地のライオンズクラブの主催によって行なわれる、世界各国の青少年に家庭滞在を含む交流の場を与える国際的なキャンプ。

なお、本文におけるY E実務の解説は、現 336 複合地区内でのY E事業の中心となっている、「一般交換」に限定して行っている。国際ユースキャンプ等の詳細については、地区Y E委員長に問い合わせること。

4. 運営

1. Y Eは単一クラブのアクティビティである。それぞれの単一のクラブは国際協調およびY E委員会を設置し、各地区Y E委員会と密接に連絡しつつ事業を実施する。各クラブの事業実施内容は、地区Y E委員会を通じて、国際本部へ報告することが義務付けられている。
2. ライオンズアクティビティが各クラブによって特色があるのと同様、Y E事業においても、クラブによる活動内容の差異は認められる。ただし、その方針に関しては「国際協会青少年交換プログラム方針」に準ずることが必要である。
3. また、日本レベルで統一されるべき基本事項に関しては、各クラブともそれに沿うことを原則とする。こうした基本要項は、ガバナー協議会や全日本複合地区Y E委員長連絡会議、複合地区内準地区Y E委員長連絡会議などで協議統一され、各地区Y E委員会はこれに基づいて、Y E交換生、ホスト家庭、スポンサークラブの指導にあたる。
4. Y E事業は「派遣」と「受け入れ」の2つの作業から成立する。これらはどちらも不可欠な作業ではあるが、それぞれに独立した業務として捉えられるべきである。受け入れを不公平に感じたり、派遣したことによって受け入れに義務を感じたりするのはこの原則に反しているだろう。各クラブは「派遣」と「受け入れ」のそれぞれにおいて、優れた国際感覚をバランスよく発揮することが必要である。
5. 派遣生ならびにホスト家庭の資格については、ライオンズメンバーおよびその子弟に限定されない。派遣生については、既に多くのノンライオンの子弟が派遣されて効果をあげている。今後はホスト家庭においても、地域のノンライオンにこのY E事業への理解と協力を得ることが必要であろう。事実、外国では多くのノンライオンが本事業に参加・協力し、大きな成果を上げている。なお、ホスト家庭が各クラブの管理責任下にあることは、ノンライオンの場合であっても同様である。
6. Y E事業でもっとも注意すべきことは、Y E交換生の健康管理と危険予防である。そのためY E交換生に対しては、自動車の運転と単独行動を絶対の禁止事項として徹底しておく。とくに自動車の運転は、不慣れかつ交通ルールの異なる国では非常に危険性が高いため、厳重に禁止されるべきである。また、危険の予測される海、山などを旅行する場合には、必ず責任者が付き添う必要がある。その他交換生の健康管理と危険予防のための詳細について、スポンサークラブ、ホストクラブまたは地区のY E委員長が決定しておく必要がある。

7. YE事業は、年間計画に沿って行なわれる。詳細については別紙プログラムマニュアルの(資料-2)を参照。

2. プログラム実施上の留意点 (派遣・受け入れ共通)

1. YEプログラムはクラブのアクティビティとして実施される。
2. YEプログラム実施には、関係者間の密接な連絡は不可欠で、常に連絡しあうことが関係者全員の義務である。
3. スポンサークラブとホストクラブとの最初の連絡は、地区YE委員長または、複合地区YE委員長を通じて行なわれる。先方の委員長の住所氏名が不明の際は、地区ガバナー宛に送ってもよい。
4. ホストクラブは、スポンサークラブへの最初の書簡中で、ユース受け入れ中に予定している行事や催しを詳細に説明することが望ましい。
5. 派遣生の応募者は、申し込みの際にホストとなる見込みの家庭に対して、以下の事項を含む自己紹介を書簡で行なっておく。趣味・専攻科目・家族構成及び職業・自分の地域社会・海外旅行の経験・健康上宗教上の理由による食事の制限など。
6. ホスト家庭は申込書と自己紹介の手紙を、交換の際に使用される国語で書く。

3. 交換生の選考

1. すべての応募者は、スポンサークラブの選考を受けなければならない。
2. 選考は以下の点に考慮して行われる。
 - ・ 年令
16～21才 ただし例外あり
 - ・ 学力
学業成績、特殊な才能、技術を考慮に入れる
 - ・ 語学力
派遣希望先の母国語について基礎知識を備えていることが望ましい
 - ・ YEプログラムに関する知識
交換生および保護者がYEプログラムについて理解していなければならない
 - ・ 応募の動機
外国の生活様式を学びたいと望んでいることが必要
 - ・ 健康
身体や健康上に何らかの問題がある人も、このプログラムから除外しない
 - ・ 態度・マナー
ライオンズクラブによって海外に派遣されるにふさわしい、態度、マナーを有していること

- ・保護者の同意
 - 文書による同意が必要
- ・失格の理由とはならないもの
 - a) ライオンズクラブ会員の子弟
 - b) 身体に障害を持つ者および経済的に恵まれない者
 - 他の点において優れた資質をそなえているならば、ホストクラブの承認を得たうえで選考してよい
- 3. 交換生の数が、団体割引適用のためという理由で増やされることは許されない。
- 4. スポンサークラブは先方のホスト家庭が決定したとき、初めて正式に交換生とする。

4. ホスト家庭の選考

1. ホスト家庭は、ホストクラブが選考する。ただし、必ずしも会員に限定しない。
2. 選考に関しては以下の点に考慮する。
 - ・年令
 - 同年輩の青少年との接触のある家庭が望ましい
 - ・適正
 - 青少年にうちとけられる能力、寛容で偏見のない考え方が求められる
 - ・語学力
 - 家庭のうち一人は、交換生の母国語または 英語を話せることが望ましい
 - ・Y Eプログラムに関する知識
 - ホスト家庭を対象としたオリエンテーションが必要
 - ・生活状態
 - ぜいたくである必要はないが、スペースと経済的な余裕があることが必要
 - ・ホスト家庭からの要望
 - 受け入れ交換生の国籍、言語、宗教、性別、年令などの希望を聞き参考にする
3. その他の制限事項
 - ・基準に合わないホスト家庭の採用
 - ・ホスト家庭の数に合わせた受け入れの増員

5. 交換生の受け入れ

1. 受け入れはホストクラブの責任のもとに行なわれる
2. ホストクラブは、問題があって交換生を別のホスト家庭に移すこともある
3. 困難な問題が生じたときは、地区Y E委員長に連絡する
4. ホスト家庭は交換生を家族の一員として扱い、自然な生活を続ける

6. 海外旅行に関する予備知識

1. YEプログラム実施にあたっては、予め先方の国・文化・習慣などを学んでおく
2. パスポート、ビザ、予防注射、税関の規定などについては、スポンサークラブが責任を持って派遣生に説明する
3. 海外滞在中その国の法律を遵守する認識を、交換生に求めること

7. 旅程及び手続き

1. 交換生の往復旅費支払いは、スポンサークラブの責任とする
2. 国際本部では、交換生派遣に関する旅行手続きは一切取り扱わない
3. 交換の日程は、全日本（8複合）により決定される
4. 計画の変更は、できるかぎり双方の了解のもとに行なう
5. 交換生が団体に旅行をする場合には、責任ある引率者が同行する
6. 交換生は特別の許可があるときを除き、単独行動をしてはならない

8. 保険

1. 交換生は、すべて海外旅行の傷害保険に加入しなければならない
2. ホストクラブが受け入れを承諾する前に、スポンサークラブは交換生が加入している保険の証明書を地区及び複合地区に提出する
3. スポンサークラブは、交換生の保護者から、一切の損害賠償の責任からライオンズを免除する旨の同意書の提出を得ること
4. 受け入れ交換生に対して、ホストクラブは期間中必要とみなす保険に加入することが望ましい、その場合費用はホストクラブが負担する

9. 費用

A. スポンサークラブの費用

- ・旅費は、すべてスポンサークラブの責任である
- ・費用負担は、地区、クラブ、本人または保護者、および関係者全員で負担する

B. ホストクラブの費用

- ・滞在中の経費は、すべてホストクラブの責任である

C. 交換生の費用

- ・一週間当たり約75ドル（米ドル）を用意しておく

10. 危機管理 (アクシデント対策)

旅行中の責任はスポンサークラブが負い、滞在中の責任はホストクラブが負う

1. 予期しない訪問者
ライオンズクラブには、もてなしの責任はない
2. 不当な個人的要求
一切応じる必要はない
3. 事故または病気
事故または病気の場合には、保護者、スポンサークラブに状況を連絡する。また、保護者の同意書を必ず持参しておく
4. 感情的対立
ホストクラブが対処すること、地区Y E委員会に報告
5. ホスト家庭の交替
事情により当初予定のホスト家庭が取り消しとなった場合、ホストクラブの責任において代替りの手配をしなければならない、地区Y E委員会に報告
6. 予算外支出
予算外の支出は、交換生またはその保護者の負担となる

* 国際本部へのY Eプログラムに関する問い合わせ及び請求は、下記の国際本部青少年アクティビティ課まで。

Youth Exchange Coordinator

Youth Programs Department, Lions Clubs International

30022nd Street Oak Brook, Illinois 60570-0001 U. S. A.